

## 令和7年度第3回堺市総合教育会議 議事録

開催日 令和8年3月23日（月）  
場 所 堺市役所 本館3階 大会議室  
出席者 永藤 英機 市長 関 百合子 教育長  
豊岡 敬 教育委員 新谷 奈津子 教育委員  
長田 翼 教育委員 大内 秀之 教育委員  
中村 善彦 教育委員

案 件 (議題)

- ・総合的な学力の育成
- ・いじめ対策
- ・次期堺市教育大綱

(報告事項)

- ・次期堺市教育振興基本計画
- ・業務量管理・健康確保措置実施計画

開会 午前10時20分

〈永藤市長〉

皆様お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

本日の総合教育会議では前回に引き続き「総合的な学力の育成」「いじめ対策」「次期堺市教育大綱」を議題としています。そして報告事項が2件あります。

本市の教育には様々な課題があると認識していますが、特に「総合的な学力の育成」や「いじめ対策」は喫緊の課題と考えています。子どもたちの今と将来のために早急に改善につなげる必要がありますので、本日は効果的な取組となるように協議できればと思います。

そして「次期堺市教育大綱」については前回の総合教育会議の後に実施したパブリックコメントのご意見を踏まえた最終的な協議を行いたいと思います。教育大綱は教育委員会と市長部局が一体となって取り組む方向性を示すものです。教育に関わるすべての教職員が強い意識を持って臨むことができる内容にしたいと考えています。

現在、堺市議会では令和8年度当初予算案が審議されており、本日の議題である「総合的な学力の育成」や「いじめ対策」をはじめ、教育行政に関する新たな施策や拡充する内容も多く含まれています。引き続き市長として、堺市の教育行政をはじめ、市政全体と密に連携しながら、子どもたちにとってより良い教育環境であるよう力を注ぎます。

どうぞよろしく願いいたします。

〈事務局〉

それでは次第に沿って進行いたします。議題の一つめは「総合的な学力の育成」です。教育委員会事務局から資料の説明をお願いします。

〈教育委員会事務局〉

### 「総合的な学力の育成」

資料1ページをご覧ください。本市がめざす総合的な学力の向上のため前回の総合教育会議では本市の課題を踏まえた方向性についてご議論いただきました。複数の資料を関連付けて考える問題や記述式の問題に対応できていないこと、授業の理解度が正答率に反映されないことや家庭学習時間の少なさなどが課題であり、その解消を図るため「学びのコンパスに基づく授業改善の加速」、「学びの定着」、「学校力向上に向けた支援」を大きな方向性として、学校群の枠組みも効果的に活用しながら取組を進めたいと考えています。

資料2ページには取組の全体像をまとめています。学力向上施策を多角的かつ一体的に進めるパッケージプランとして、主なターゲットやめざす姿を明確にして着実に取り組みます。

まず、新規取組の3点です。資料3ページをご覧ください。「学習動画コンテンツを活用した学習支援」については、個々のこどもの状況に応じた学習内容の補充や復習を支援するため、中学校7校でモデル実施するものです。民間サービスを活用しながら、教員による確認や支援も併せて行い、基礎的・基本的な学力の定着等が図られているか、評価テストにより効果の検証を行いながら進めます。

資料4ページをご覧ください。家庭学習の習慣形成と意義の浸透を図るため、新たに堺市版「家庭学習のてびき」を作成するものです。学習時間の伸びや意識の変容をアンケートで確認しながら、家庭学習の充実に取り組みます。

資料5ページの「学力向上アドバイザーの派遣」についてご覧ください。経験豊富な元校長1名を小中学校に派遣することで、校長がマネジメント力を最大限に発揮し、学力向上の組織的な取組を推進できるよう助言等の伴走支援をするものです。各校の取組の成果を事務局内でもフィードバックしながら進めます。

次に拡充の取組3点です。資料6ページの「学び深化プロジェクト」について、研究サポートの充実を図り、教員が効果検証方法等を学ぶ機会を新たに設定することで、主体的な研修・研究の効果を高めます。

資料7ページをご覧ください。「学びのインフルエンサー」について、小中学校への派遣人数を増やし支援の充実を行うことで各校の授業改善を加速させます。

資料8ページをご覧ください。授業改善に資する研修については、より体系的に実施し、また探究型の研修など内容の充実を図ります。

次に資料9ページをご覧ください。「IRTによる堺市学力・学習状況調査」を継続して実施し、こどもの学力の変容を把握することで個に応じた指導の充実を図り、教育実践の改善等につなげます。また各取組の検証としても有効に活用します。

最後に本パッケージプランの工程表を資料10ページに示しています。それぞれの効果検証を着実にしながら取組を進めます。

〈事務局〉

ただいまの教育委員会事務局の説明を踏まえ、まずは教育委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。教育委員の皆様、いかがでしょうか。

(豊岡教育委員 挙手)

〈事務局〉

豊岡教育委員、お願いいたします。

〈豊岡教育委員〉

総合的な学力の育成について、「ひとつづくり」の観点として「学びのコンパス」に沿って、子どもたちが自ら学びの習慣を会得することは非常に重要だと思います。一方で、本市が抱える課題として、学びの中で一旦つまずいてしまうと、家庭学習の習慣が無い場合には基礎的・基本的な学力が十分に身に付かず将来の展望を描きにくくなっているのではないかと考えています。将来どのような分野に進むにしても、基礎的・基本的な学力は必要です。苦手分野の克服のためには、学校だけではなく家庭においても勉強する習慣を補うことが大切ですので、家庭学習のてびきの作成や学習動画コンテンツの活用が家庭学習の充実に寄与することを非常に期待しています。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にご意見はありますか。

(大内教育委員 挙手)

〈事務局〉

大内教育委員、お願いします。

〈大内教育委員〉

基礎学力は子どもたちが自分に自信を持ち、将来の選択肢を広げるために必要不可欠な土台です。今回、中学生を対象とした学習動画コンテンツのモデル実施が示されましたが、

これは単なる補習ではなく子どもたちが自分の苦手を知り、自ら「もう一度やってみよう」と思える自律的な学びへの第一歩になるものだと考えています。

一方で動画視聴や練習問題という学習のサイクルの中にどれだけ教員や大人の温かい確認や励ましがあるかが大切であり、ポイントであると思います。データで課題を把握することはとても大事ですが、点数が上がったという結果だけではなく、「昨日より分かるようになった」など小さな成功体験を大人が見逃さず、言葉や態度に示すことが重要です。その積み重ねこそが主体的に学ぶモチベーションに火を灯すものだと思います。小さな成功体験を体感し、それを肌で感じることで、自主性・主体性、そしてこれから変わっていく時代を生きるための創造力を子どもたちが獲得できるものだと思います。一つ一つの成功体験を周りの人間がどう捉えるかを大事にしてもらいたいと考えています。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にご意見はありますか。

(長田教育委員 挙手)

〈事務局〉

長田教育委員、お願いします。

〈長田教育委員〉

パッケージプランの具体的な実施にあたっては、その取組が本当に子どもたちや現場で結果に結びつくのかという視点を持ちながら進める必要があります。資料4ページに示されている「家庭学習のてびき」の作成については、前回の総合教育会議において、授業時間以外の家庭学習の「量と質」に課題があるとのデータが示されたことを受けてのものです。このてびきを通じて、子どもたちには学習時間を増やしてもらい、また保護者の皆様にも家庭学習の重要性を深く理解していただきたいと考えています。

一方で「家庭学習のてびき」を作成するにあたり、単に正しいことが書かれただけの紙やPDFを配布するだけでは子どもや保護者の行動変容にはつながりません。子どもたちには「勉強よりも他のことをしたい」という本音があると思いますし、保護者の中には共働きで十分に関わる時間が取れない、また反抗期で親の話を聞いてくれないなど様々な課題を抱えている方もいるでしょう。こうした要因をしっかりと把握した上で、子どもと保護者が思わず取り組みたくなるような仕掛け等も取り入れたてびきにしてほしいと思います。

また、てびきには児童生徒用パソコンの活用ポイントも掲載される予定とのことですが、パソコンを使った学習経験がない保護者の方であっても、家庭での具体的なサポートのイメージを持っていただくのに効果的かと思います。

資料6ページの「学び深化プロジェクトの実施」について、教職員研究支援は良い取組だと思います。企業においても社員の学習時間や予算を一定程度保障することが、社員のモチベーションや能力向上につながると言われています。教職員においても視察に係る旅費支援制度等を活用し、多くの教職員が外に出て学び、その成果を学校現場に持ち帰っていただきたいと思います。また、制度の活用にあたって手続きが煩雑であることや、手を挙げにくいといった物理的・心理的なハードルがあってはならないと思います。そうしたハードルを下げ、制度の積極的な活用を促してほしいと考えます。

こどもや保護者、現場の教職員の行動が変わる成果につながるよう、細かな調整や見直しを行いながらプロジェクトを実施していただきたいと思います。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にご意見はありますか。

(新谷教育委員 挙手)

〈事務局〉

新谷教育委員、お願いします。

〈新谷教育委員〉

資料2ページの「学力向上パッケージプラン」の内、特に学びの定着と授業改善の加速の二つの大きな方向性について ICT の活用における教員の役割という観点から補足的に意見を申し上げたいと思います。学びの定着に関する二つのプランは ICT を活用することで基礎・基本の定着を図り家庭学習の習慣形成を目標とした取組であり、本市の課題でもある学力低位層の底上げに資する取組です。一方でそれだけにとどまらず、上位層、例えばある教科を得意とする児童生徒が自分のペースで学習を先に進め、より発展的・応用的な課題に挑戦する機会としても、当然活用していくべきだと考えています。こうした取組こそが ICT を活用した個別最適な学びだと考えます。

資料3ページの図の右側にある「教員による確認・支援」は非常に重要です。ここで教員が行うべきことは単なる数字の進捗確認ではありません。児童生徒は自宅で AI を活用しながら学習しているため、数字だけを見られていると感じれば、安易に AI に頼ってしまう可能性もあります。家庭学習の推進は今後こうしたリスクが伴うことを前提として捉える必要があると感じています。

そのリスクを避けるためには、教員は結果ではなく学習のプロセスを見ることが重要です。学習が滞っているこどもを励まし、順調に進んでいるこどもを褒め、困っているこどもには適切に支援を行いながら、自分のペースで最適な学びを進められるようサポートすることが、ここで言う「確認・支援」だと考えます。

こうした関わりを通して、一斉指導の教室では見えにくい個々の児童生徒の学習状況や課題を把握することができます。さらにクラスの上位層・下位層それぞれに共通する課題を把握することで授業改善につなげる視点も教員には求められます。

また ICT を活用した個別最適な学びの実現には、これまでになかった教員の役割が必要になることを今後の大きな課題とする必要があります。今回提示されている二つの取組は家庭学習を対象としていますが、今後は授業内においても ICT を活用した協働学習や個別学習が今後、更に広がると考えます。

教員はこれまでの対面の指導力のほか ICT を活用した指導力も必要です。これまでクラス全体が一斉に同じ内容を学ぶ場面で必要とされてきた教員のスキルとは異なるものです。例えば、教員が複数のアプリやコンテンツを提示し、児童生徒がその中から自分に合ったものを選び、自分に合った方法で活用しながら主体的に学びを深めるような学習の在り方が想定されます。

教員はこうした学びをナビゲートし、ファシリテートし、そしてサポートして学習過程で子どもたちの AI 使用について指導するスキルが必要です。子どもたちが AI を身近に使う時代において、AI の使用をただ一律に禁止すれば良い、あるいは AI に任せさえすれば良いと考えるのではなく、ICT や AI を効果的に活用することで児童生徒の資質・能力を伸ばす教員の力量が問われています。

その意味で学校教育は大きな転換期を迎えていると認識することが重要だと考えます。教員研修改善の取組にこうした観点を取り入れることが、長期的かつ総合的な学力向上を図るために必要だと考えています。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にご意見はありますか。

(中村教育委員 挙手)

〈事務局〉

中村教育委員、お願いします。

〈中村教育委員〉

総合的な学力の育成について、堺市としてめざす方向性や効果検証の手法が具体的に示されており学校や教員に対して具体的な目標を示すものになり得る点で評価できると考えています。

一方で学力には様々な側面があり、またこどもの得意分野も異なる中で全体として一律の方向性を示すことが本当に適切なのか、数値目標を設定することによってこどもの個性が失われてしまわないかを懸念しています。

学校は児童生徒や教員等の集団で構成されるものであり、学校や教員の違いにより受ける教育や身につく学力に大きな差が生じるのは望ましくありません。そのため教育の質として一定のレベルの平準化を図ることは重要だと考えます。

一方で教員がクラスの個性を踏まえ自由な発想でクラスを運営し、こどもの個性を尊重した接し方を工夫することで全体の中に個を埋没させない取組も重要であると考えます。

そのためには教員のスキル向上を図り、教員の心身ともに余裕を持つことが必要です。こどもの学力育成と教員の安定した就業環境は密接に関係している点についても留意してもらいたいと思います。

〈事務局〉

ありがとうございました。教育長、いかがでしょうか。

〈関教育長〉

今年度は3回にわたって「総合的な学力の育成」について議論いただきました。本日は今年度最終の機会ですので議論の前提として「総合的な学力」とは何か、改めて簡単にお伝えいたします。個人や社会の豊かさの実現に向けて学習指導要領で示された3つの資質・能力をこども自身が多様な他者とつながりながら学校教育の各教科等で育み、家庭教育や社会教育の場において様々な主体と協働・連携しながら実社会と結びつけて発揮する力を堺市では「総合的な学力」と位置づけています。

こうした力は基本的な生活習慣との相関が、文科省の全国学力・学習状況調査において複数年度にわたり統計的にも有意に確認されています。先ほど長田教育委員、新谷教育委員はじめ、多くの委員の皆様から家庭学習についてのご指摘もありましたので、その視点も踏まえてお話しさせていただきます。

皆様は「早寝早起き朝ごはん運動」をご存じでしょうか。文科省が20年前に始め、こどもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせることの意義や重要性を広く発信してきた運動です。先日その20周年の節目の「早寝早起き朝ごはん全国フォーラム」に招聘され、パネリストとして登壇いたしました。全国にライブ配信もされるせっかくの登壇の機会ですので、堺の取組を広く紹介いたしました。

堺では「早寝早起き朝ごはん」の考え方を「みんないく」という形で取り組んでいます。「みんないく」とは睡眠教育の略です。現在は一つの学校群で集中的に取り組んでおり、一定の睡眠時間をとり、同じ時間に起床するなど生活リズムを整えることは、学びに向かう力をはじめ、様々な力と相関があることが分かっています。そして、堺の「みんないく」は学校だけではなく家庭や地域の方に長年に亘って関わっていただいています。

実践して分かったこととして生徒の学習に対する集中力が高くなったこと、「自分には良いところがある」という自尊感情が高まっていることが確認されています。その際、スマートフォンの使用時間、睡眠時間、学習時間など行動パターンの可視化が有効であることも明

らかとなっています。この取組のポイントは早期から取り組むこと、そして継続して取り組むことです。学校では学期ごとに取組を実施し見える化を図っています。

将来、社会に出るときには自分が何をしたいのか、何に関心があるのかを自覚することが大切であり、そのためには主体的で意欲的な態度を培うことが肝要です。ひとつの学校群として幼稚園・小学校・中学校で取組を実施し、基本的な生活習慣を整えることは自分で決めて自分で行動することや学びに向かう力を育むこと、しなやかにより良く生きるウェルビーイングなど、将来の自分を支え未来をつくる礎につながると考えています。

こうした取組を側面的に支えるものとして「家で7つのやくそく」や「堺スタンダード」など様々な取組が進められています。総合的な学力の育成に関しては主体的・対話的で深い学びの実現が必要であり、探求的な学びには子どもたちが“本物”に触れる体験の機会が大切です。令和8年度から始まる第4期教育プランの基本施策として掲げている「確かな学び」の実現に向けて、学校・家庭・地域の連携を密にしながら、「総合的な学力向上パッケージ」を通じた多角的な取組を一体的に進めてまいります。

〈事務局〉

ありがとうございます。市長いかがでしょうか。

〈永藤市長〉

皆様ご意見ありがとうございました。

今回、総合的な学力向上として、資料2ページに示されているパッケージプランに関しては、現在開会している堺市議会でもご意見をいただいています。新たな取組や拡充する内容も多く含まれており、それぞれについて検証し実際に効果が出ているのかをきちんと把握することが必要です。てびきの作成やアドバイザーの派遣、研修などは手段であって、それが結果につながっているかどうか。またその手応えを子どもたちに関わる教職員や大人たちが実感できることが重要です。

学力の育成は一朝一夕にはいかず、地道な積み重ねです。そしてある時子どもたちがハッと気づくようなタイミングで伸びることもあるかと思います。一方で教師の思いが子どもたちにも影響を与えることがあります。子どもたちのモチベーションにつながるような働きかけやポジティブな声かけによって継続的な学びにつながると思いますので、ぜひ学校現場の教職員や校長をはじめ教育委員会としても強い意識を持ってもらいたいと思います。

そしてもう一点は保護者への働きかけです。前回の総合教育会議の場でもお伝えしましたが学校と合わせて家庭での過ごし方も非常に重要です。多くの保護者の皆さんは共働きでご自身も大変忙しいと思います。その中で家庭での過ごし方や子どもたちの宿題など、学びに向き合うためには教職員が保護者の皆様に効果的に働きかけることが重要です。どうすれば忙しい中でも向き合ってもらえるのかを考える必要があると思います。

現在、堺市ではナッジの取組に力を入れています。ナッジは「肘で軽く突く」という意味

で人間の本能に働きかけて行動を促すような取組です。特に環境行動で例えばゴミの分別を促す、またポイ捨てを防止するなどの取組を行っています。このような考え方を応用して子どもたちも「自ら勉強したくなる」、保護者の皆様も「声掛けしたくなる」ような仕掛けを取り入れながら改善を積み重ねることが重要だと考えています。

冒頭に委員の皆様からお話がありましたが、基礎学力とは点数を競い合うことが主な目的ではなく、子どもたちの将来につながる基礎としてその可能性を伸ばすために重要であると考え、本市の教育行政として子どもたちに提供する学習環境が極めて重要です。ぜひ教育委員会、そして学校、校長をはじめ学校現場の強い意識を持って臨んでもらいたいと思います。

最後に新谷教育委員からもお話いただいた AI との向き合い方についても大変重要だと考えています。特に学校現場はなかなか変化しにくい組織である一方、この社会をとりまく環境は大きく変化しており、AI も目まぐるしく進展しています。そうした中で教員がその変化をしっかりと認識しなければ子どもたちに良い教育を提供することが難しく、過去の成功体験だけでは対応できない時代が来ているのではないかと考えています。

教育委員会としては市立学校のみならず堺市内の私立学校を含めどのような意識を持って教育に取り組んでもらいたいのか、またリーダーシップを発揮する校長や管理職が今の学校現場、子どもを取り巻く環境は良いものなのかを意識しながら、効果的に総合的な学力の育成につなげてもらいたいと思います。

〈事務局〉

ありがとうございます。続いて議題の二つめは「いじめ対策」です。教育委員会事務局から資料の説明をお願いします。

〈教育委員会事務局〉

### 「いじめ対策」

資料1 ページをご覧ください。これまで様々ないじめ対策を講じていますが、いじめ対策の効果が表れていないことが喫緊の課題と認識しています。プロアクティブな取組といじめが発生した後のリアクティブな取組を両輪で充実させ、未然防止、早期発見、組織的な対応を強化することでいじめを深刻化させないことが肝要であると考えています。

資料2 ページをご覧ください。これまでの課題を踏まえていじめ対応を「未然防止」「早期発見」「組織的な対応」の3つの視点で整理し、全体像として示しています。赤色で囲っているものについては、令和8年度当初から実施する取組です。青色の項目が本日説明する項目です。

資料3 ページをご覧ください。堺市のいじめ防止基本方針の改訂についてです。今年度は改訂に向けて検討を進めており、先般本市の附属機関でいじめの防止等のための対策に関する事項について調査審議する「いじめ防止等対策推進委員会」を開催し意見聴取を行いました。

した。その中で「基本方針については市民やこどもに分かりやすいものにする。」併せて、「学校向けに対応のてびきを作成し、いじめ対応やフロー等を具体的に示した上で各校のいじめ対応の実効化を図る。」「生徒指導提要の改訂、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂、こども基本法の成立等があり、その趣旨を踏まえる。」「SNSによる暴力動画の拡散等の社会情勢を踏まえる。」「市長事務局（いじめ不登校対策支援室等）と連携を強化する。」とのご意見を頂きました。

これらのご意見を踏まえ、基本方針を抜本的に見直したいと考えています。パブリックコメントも実施し、広く市民の意見聴取も実施したいと考えています。また基本方針はこども達にも広く知ってもらふべきと考え、こども版基本方針も作成し、パブリックコメントにおいてはこどもたちからの意見聴取も実施します。令和 8 年度中にいじめ防止基本方針の改訂を行い、併せて学校向けにいじめ対応のてびき、保護者向けに啓発リーフレット、こども版いじめ防止基本方針を作成します。

資料 4 ページをご覧ください。いじめ対応における「組織としての機能が不十分」という課題に対して、校長・教頭・生徒指導主事等のそれぞれの役割を明確化させ、生徒指導体制を確立することで実効的ないじめ対応につなげます。前述した学校向けにいじめ対応のてびきの中で校長・教頭・生徒指導主事及び主任等の役割を示し、対応フローに落とし込みます。期待される効果として、小・中学校における生徒指導体制が確立でき、またそれぞれの教員が役割を意識でき、更にいじめ対応後には検証サイクルを稼働させることができるようになります。各校の生徒指導体制を確立することで校長がリーダーシップを発揮し、いじめ防止につなげることができると考えます。効果検証については文部科学省が毎年実施し 10 月末頃に公表される児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の状況を基に実施します。

資料 5 ページをご覧ください。いじめ対応における「専門家との連携不足」という課題に対して、スクールカウンセラーを拡充します。スクールカウンセラーは児童生徒や保護者からの相談に応じるだけでなく、教職員や学校組織に対して助言や支援を行う重要な役割を担っており、児童生徒の心理に関して高度な専門知識と経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置することで学校が心理に関する専門的な知見を活用した適切ないじめ対応を可能にします。

今年度は小学校 92 校に対して 31 名の配置ですが、次年度は 8 名増員し 39 名に拡充予定です。期待される効果として、相談機会の増加によるいじめの早期発見、いじめ対応等の生徒指導に係る学校の会議に参加しやすくなるなど学校と専門家との連携強化が挙げられます。

効果検証については、1 月にスクールカウンセラーの学校の会議への参加率を調査し、令和 7 年度との比較検証を行います。

今後、教育委員会だけでなく、関係部局、関係機関、専門家等と連携し、包括的ないじめ防止・対応に邁進します。

〈事務局〉

ただいまの教育委員会事務局の説明を踏まえ、まずは教育委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。教育委員の皆様、いかがでしょうか。

(新谷教育委員 挙手)

〈事務局〉

新谷教育委員、お願いします。

〈新谷教育委員〉

前回の総合教育会議において「いじめ対策」として2点提案しました。一つは対応手順を明確にした詳細なフローチャートを整備する必要性について、もう1つはいじめ防止、特に異文化理解教育の重要性についてです。その後約4か月が経過しましたが、これらの提案が教育委員会事務局の皆様の取組により、具体的な施策として大きく前進していると思います。とりわけ「堺市いじめ防止基本方針」における基本方針の改訂とその対応のてびきの策定、またこども版いじめ防止基本方針を作成することはこれまでの課題に向き合う重要な取組だと考えています。

次の段階としてこれらの取組を検証する必要性があり、常に点検を行い改善し続けることが非常に重要です。いじめ事案が発生した際にこれが最善の対応であったと言える体制を整えることが重要になると思います。

今回、生徒指導体制の確立が盛り込まれていますが、これを実践するにあたりこどもの声を活かすことが大切です。いじめの未然防止のためには、こどもたちに「いじめをなくそう」と教えるだけでなく、違いをどう受け止め、どのように対話するかをこども自身が体験的に学ぶことが大切です。そのためには大人が決めた方針を示すだけでなく、こどもたち自身の声や実感をどのようにルールや施策に反映するのかという視点が今後ますます重要になると考えます。

今回作成する「こども版いじめ防止基本方針」を活用するなど、こどもたちに議論をしてもらうだけでなく、こどもたちの声を反映した具体的な取組を学校園が発信することが重要だと考えています。そうすることでこどもたちや保護者が自分ごととして考えることになり、学校に守られている、支えられていると実感できるようになるのではないかと感じています。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にご意見はありますか。

(大内教育委員 挙手)

〈事務局〉

大内教育委員、お願いします。

〈大内教育委員〉

いじめ対策においては、対応フローや役割分担を明確することが、組織として絶対に揺らいではならない規律だと考えます。特に校長先生が強い意思を持って臨むことは、学校の空気を守るための砦になると考えています。一方でルールを徹底すると同時に私たちが忘れてはいけないのは、こどもたちは常に大人の背中を見ていることです。

先ほど新谷教育委員が言及された多様性の理解は、自分と異なる背景を持つ他者を、まずは一人の人間として尊重する大人の姿勢そのものが、今まさに問われているのではないかと感じています。

市長部局との連携や専門家の拡充など、仕組み自体は整ってきていると強く感じます。その上で私たち大人が失敗した時に誠実に謝る姿を見せること、そして粘り強く対話を続けることで初めてこどもたちが安心して大人の背中を信頼し、SOSを出せる土壌がつくられるのではないかと考えています。

また、なぜいじめが起きてしまうのかについて向き合うことも大事だと考えています。社会では集中することが求められます。こどもたちも「集中しなさい」「集中して勉強しなさい」とよく言われますが、人間はやはり集中力が切れたときについ不適切なことをしてしまうのではないかと思います。時間を無駄に消費したり、他者と比較したり、自分や誰かの存在を否定してしまったり、悪いことだと分かっていたとしても言ってしまうたり、それらはやはり集中力が切れた時に起きてしまうものだと思います。

一つの改善策として、日々の生活の中で何か夢中になれるものがあるかどうかを重要だと考えます。集中はどうしても途切れてしまうものですが、夢中になることは時に寝食を忘れて取り組んでしまうこともあります。良い面もあれば悪い面もありますが、夢中になることで、時間の大切さに気付いたり、自分自身や相手を認めるきっかけにもなったりすることがあると思います。何かに夢中になれるかどうか、人生の意味を見出すことにつながると思います。小さい頃に夢中になれる何かを見つけることがいじめ対策の一助になると強く感じています。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にご意見はありますか。

(豊岡教育委員 挙手)

〈事務局〉

豊岡教育委員、お願いします。

〈豊岡教育委員〉

製造業の工場では「安全第一」という考え方があり、会社によっては「ご安全に」と必ず挨拶を交わす職場もあります。工場における「安全が何よりも優先される」考え方と学校園における「いじめは許さない」考え方はどこか共通している部分があるのではないかと感じています。

工場における安全衛生活動の一環として「ヒヤリハット」の事例を収集・分析し、危機を未然に防止する取組があります。「ヒヤリハット」は突発的な事象やミスに対して「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたりすることです。また「ハインリッヒの法則」の考え方では1件の重大な事故、災害の裏には29件の軽微な事故や災害があり、更にその背景には300件のヒヤリハットがあるとされています。

これと同様に様々な分野においても重大な事象の裏には軽微な事情の積み重ねがあり、その兆しを見過ごし放置してしまう風土が重大な事象を引き起こす原因になると考えられています。いじめについても同様に、軽微ないじめの芽を早い段階で摘み取り、あわせて土壌を改善する必要があると考えます。

いじめには大きく分けて二つの要因があると思います。一つは、いじめだと認識した上で意識的にいじめ行為を行うケースです。この場合「いじめは許されない」という指導と同時に、加害者が抱える背景や事情を考慮した指導が必要だと思います。

もう一つは、自分が行っていることがいじめであると認識できていないケースです。これはなかなか表に出てこない問題だと思います。そのため、まずは被害を受けた子どもたちが嫌なことがあった時に素直に言える風土を作ることが大切であり、いじめ認知共有システムなどでいじめのヒヤリハットを教員間で共有し定期的に話し合うことで、いじめの芽を早期に摘み取る対策が必要だと考えています。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にご意見はありますか。

(長田教育委員 挙手)

〈事務局〉

長田教育委員、お願いします。

〈長田教育委員〉

いじめ対策においては、子どもたちや保護者が実際に救われるのかという観点、また現場

の教職員が適切な対応ができる土壌が整っているのかという観点が重要だと考えています。それらの観点から3点ほど意見を述べさせていただきます。

一つめは教職員の多忙感と心の余裕についてです。資料にはてびきの作成や心の健康観察の実施等、今後新たに求められる取組が示されていますが、現場に新たなタスクを積み重ねていかならないよう十分に配慮する必要があると感じています。やるが増えて教職員の心に余裕がなくなってしまうと、結果としてこどもの小さな変化を見逃す可能性も高まります。そのため、何をやめるのかという視点をセットで進めていただきたいと思います。それによって捻出した時間で子どもたちと教職員が他愛のない雑談を交わせるような関係性を築くことがいじめの兆しに気づく上で効果があると思います。

二つめに学校組織の風通しの良さをどう保証するのかという点です。保護者の立場では学校から「いじめなどはありません。」という報告よりも「小さなトラブルをこれだけ見つけました。」という報告の方がしっかり子どもたちを見てくれているなど信頼につながります。教育委員会においても体制を整えるだけでなく、空気感も変えることが重要だと考えます。いじめの認知件数が増えることを指導力不足と捉えるのではなく、「よく見つけた」あるいは「早期発見」とポジティブに捉え、そのメッセージを強く発信できればと思います。

ただし前向きに捉えることと身内に甘いのは違います。報告が上がった後は、役割に応じて専門家とも連携しながらスピード感を持ち、毅然とした態度で組織的に対応すること、記録にしっかり残すこと、そして再発防止策を徹底することが重要です。ここは甘くしてはいけません。風通しの良さは企業における不祥事防止策と共通しており、相談しやすく、報告しやすい風土を作ることが大事です。

三つめは、保護者とこどもの関係構築についてです。資料には保護者向けの啓発リーフレットを作成するとありますが、これがいじめの定義やルールを説明するだけの資料で終わらないことを期待しています。

私たち保護者が本当に必要としているのは、正しい知識ではなくてこどもが安心してSOSを出せる親子関係をどのように築いていけば良いのかという具体的なヒントです。こどもにとっても保護者との関係が良好であることはいじめの加害者や被害者にならないための重要な要素だと思います。

そのためリーフレットは一方的な啓発だけではなく、家庭での対話のきっかけになるような工夫を盛り込んでいただければと思います。そして、それを読んだ日から、親がこどもへの接し方を少し変えてみようと思えるような内容になることを期待しています。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にご意見はありますか。

(中村教育委員 挙手)

〈事務局〉

中村教育委員、お願いします。

〈中村教育委員〉

多角的な対応が検討されており、提言されている内容が的確に運用されるといじめの予防・防止に効果的であると思います。私は他市のいじめ対応の資料も拝見していますが、今回も資料としてはしっかりした内容が書かれていると思います。しかしいじめはどうしても発生してしまいますが、そこで見過ごされることで被害を受けた児童生徒や保護者の方が辛い思いをされる事例が繰り返されています。いじめ重大事態の報告書を拝見していると新たな提言というよりもこれまで何度も指摘されていた課題や注意点が繰り返されているケースが多いと感じます。

このことから、いじめ対策において一番重要なのは現場の対応力をしっかりと身につけることに尽きるかと思います。

いじめ対応として現場において子ども自身が SOS を発信しやすい環境をつくることが重要です。中には自ら SOS を発信することが難しい子どももいらっしゃるため、周囲のいじめ当事者でない子どもを傍観者にしないために何がいじめに当たるのかについてしっかり情報を提供することが重要です。子どもからの SOS がなくとも、教員がいじめの兆候を見逃さず管理職が現場の教員に対していじめ予防・防止の意識を持たせ、いじめを疑わせる事象が報告された際には個人の判断に委ねるのではなく、組織として判断する体制が重要だと考えます。

いじめ重大事態の検証報告書などを見ると結果的にはしっかりとした組織判断がなされておらず、現場の教職員の判断に委ねてしまったことで適切な対応ができなかったと考えられる事例が少なくありません。

私自身が重大事態検証に関わる中で課題と感じているのが、対応の経過に関する記録が十分に残されていないことです。最初にどのような相談がありそれに対してどう対処したのか、加害者とされる児童生徒に対してどのような指導を、どの程度の期間行い、どの時点でいじめが解消したと判断したのかといった点が記録されていないことが多く見受けられます。抽象的に指導したことが書かれているだけでは、その対応が適切であったかを後から検証することが難しい状況になってしまいます。記録を残すことは結果として対応が正しかったのかどうかの検証にもつながるため、適切に行わなければならないと考えます。

またいじめの対応は日々変化します。特に最近インターネット上の掲示板等への書き込みや、いじめの対象者となる子どもを外した状況で陰口が SNS 等で行われるなど、いじめの在りようも日々変わっています。これらに対して何がいじめに当たるのか、どういう形でいじめが今行われているのかについて、常に知識のアップデートが必要だと考えます。

また重大事態に至らないいじめにおいても学ぶことが多いと考えます。先ほど豊岡教育委員から「ヒヤリハット」のお話もありましたが、そのような重大事態に至らないいじめの

ケースでも参考になるものがあれば、そのような事案を集積して他の教員がどのような事態がいじめになり、どういう展開をしていくのかを事例から学ぶことも重要です。以上のように現場の対応力を向上するための取組を引き続き考えていただきたいと思います。

〈事務局〉

ありがとうございました。教育長、いかがでしょうか。

〈関教育長〉

委員の皆様から、現場の対応力を身につけること、そして傍観者にならないことの重要性や、そもそもいじめに対する認識が十分でない人もいるため知識のアップデートが必要とのご意見を頂戴しました。何をいじめと捉えるかという点について感度を高めることは学校現場だけではなく教育委員会や我々にとっても重要であると痛感しております。

いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうるという前提の下、全教職員がいじめに対する感度を高め、疑いの段階から早期に発見・対応し、深刻化を防ぐことが求められています。そのためには、長田教育委員からもご意見があったように「よく見つけたね」と声をかけ合えるような風土の醸成、雰囲気作りが大切となります。早期発見に向けて感度を磨くことについて、国においても積極的な認知が推進されています。

1年間にわたる総合教育会議でのご議論を踏まえ、いじめを重大事態化させないために重要な点は大きく三つあると考えています。一つめはいじめの未然防止、二つめは早期発見、そして三つめは組織的な対応です。その上で、専門家との連携が重要となりますので、令和8年度の予算案には専門家と連携する取組を盛り込んでいます。

資料の3ページには、いじめ防止基本方針の改訂について記載しています。今年1月に開催したいじめ防止等対策推進委員会において委員の皆様から多くのご意見を頂いた結果、様々な観点から多角的に検討する必要があると考え今後のスケジュールを丁寧に練り直しました。

本日の会議においても、異文化や多様性の理解など一人の人間として互いを尊重すること、誠実に粘り強く取り組むことの重要性についてお話がございました。人権教育にも通じることですが、違いを理解し対話を重ね自分ごととして捉えるような仕組みをいかに持続的な形で整えるのが肝要であります。私自身、この1年間の議論を通じて傍観者にならない組織風土の醸成がとても大切であると改めて実感しました。

記録をしっかり残し検証を重ねることの重要性について申し上げますと、その時々には最善の判断をすることに加え、後から振り返ったときにそれがきちんと機能したかを検証できるよう記録の方法や観点を工夫することが求められています。

別の観点として、そもそもいじめは起こりうるものであるが、その場合に夢中になれるものを見つけることが自分や相手を認めるきっかけとなるなど、教育の様々な視点についてご意見を頂戴しました。

こどもたちの尊厳が守られ多様性が尊重される環境を整えることが大切です。

その上で、こどもたちが自分の人生の舵を取り未来を切り拓く力を培うための教育実践を地道に積み重ねていく必要があります。

この度、喫緊の課題に対し教育委員会事務局と学校園がより実効性の高い支援や取組につなげるためのめざす方向をお示ししました。今回取りまとめている施策には、令和8年度から取り組む内容もございます。引き続き、皆様からご意見を頂き、学校園や家庭・地域が連携・協力しながら社会全体でこどもたちの多様な学びと健やかな成長を支える施策を着実に前に進めていきたいと思っております。

〈事務局〉

ありがとうございます。市長いかがでしょうか。

〈永藤市長〉

いじめ対策については、これまでも総合教育会議の場で繰り返し皆様と意見交換を行ってきました。令和8年度当初予算案や各施策の中には新たな取組も盛り込まれており、課題がある点については早期に見直し・改善を図れるよう引き続き注力していただきたいと考えています。その上で、皆様からご意見を踏まえ、私からも申し上げたいと思っております。

一つめは多様性を理解することの重要性についてです。「次期教育大綱」においても「多様性の理解」という項目を掲げています。また令和8年4月から対象期間が始まる「堺市基本計画 2030」においても多様性を示しています。近年は SNS 等を通じて過激な主張や、自分たちと異なるものを排除するような動きが見られ、私自身も大変懸念しています。精神的にも成長過程にあるこどもたちは、グループの中で「違い」があるだけで攻撃の対象になってしまうことがあり、これは大人の社会においても同様の傾向が見られます。そのため「違って当たり前である」、「自分と違うことは決しておかしいことではない」、「自分も人と違うことが多々ある」など多様性を理解し社会全体として強く掲げることが重要だと思っております。多様性をきちんと理解し、その大切さを身につけることができるこどもが育つ堺であるよう市長部局も取り組みたいと思っております。

二つめは、こどもたちの声を聞くことです。大人の価値観を一方向的に押し付けるのではなく、学校現場の教職員においては、こどもたちが安心して声を上げられる環境が整っているか、また教育委員会においてはこどもたちの声が届いているかという視点を特に意識していただきたいと考えています。声が上がっていないからといって、何も問題が起きていないとは限りません。いじめを指摘したことで仕返しをされるのではないかという不安があれば、心理的な安全性は確保されず我慢を強いられることとなります。本当にこどもたちが声を上げられる環境になっているのか、特に意識をして取り組んでいただきたいと思っております。

三つめは教員がこどもたちにしっかりと向き合える環境です。教員に時間的・精神的な余裕がない状況は様々な社会課題が複雑に絡む中で生じています。この会議の場でも、これま

で教員の働き方の改善について議論を重ねてきましたが、その本来の目的は子どもたちに向き合う時間を確保することです。新たな取組が現場の教員にとって負担とならないよう、何のための取組なのかを共有し、効果的な働き方や意識の持ち方について、教育委員会としても丁寧を示していただきたいと思います。

また中村教育委員からご指摘のあった、「文書としてはきちんとした内容が記載されているが、現場での実践が不十分のため、子どもや保護者が辛い思いをする事例がある」という点についても、堺市として決して他人事ではありません。共通認識はあってもそれが実際の現場で実践されているのかというと、まだ道半ばであると思います。文書を作成したことで満足せず、実際に実行できているかどうかよく意識をしてもらいたいと思います。

さらに、これまでの対応内容が十分に記録されていない点も課題だと感じています。実際に「指導した」、「伝えた」という事実だけでなく、その経緯や具体的な内容を残すことが重要です。現場の教職員は、もしかしたら指導力不足とみなされるかもしれませんが、対応内容を包み隠さず記録し、二度と同じようなことを繰り返さないように徹底してもらいたいと思います。

今回の資料では、資料4ページに「生徒指導体制の確立」として「校長がリーダーシップを発揮し」とあります。私もこれまでお伝えしてきましたが、いじめへの対応は特定の個人が抱え込むのではなく、組織として対応すべきものであり、校長がその長として組織をまとめてもらいたいと思います。

資料5ページでは「スクールカウンセラーの拡充」について触れられています。現状ではスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーが十分に活用されていない事例も見受けられます。現場の教職員、もしくは校長がリーダーシップを発揮しながら、組織としてきちんと外部の有識者にも頼ることが必要です。拡充だけでなくしっかりとそれが活かせる環境にしてもらいたいと思います。

いじめ対策を進める上では、学校現場がいじめに対してどれだけ高い意識を持っているか、また教育委員会が日常的にその状況をどう把握するのが極めて重要です。いじめが長期化し、望まない不登校が発生する事態は、堺市の教育行政としての責務を果たしているとは言えません。

本日の総合教育会議は、教育委員会事務局の職員も多く同席する大変重要な機会です。単なる意見交換で終わらせないように、ここで出た意見がきちんと学校現場で実践されるよう、一人として悲しい思いをする子どもを生まないよう徹底してもらいたいと思います。

〈事務局〉

ありがとうございます。続いて議題の三つめは「次期堺市教育大綱」です。担当課長から資料を説明します。

〈政策企画部〉

「次期堺市教育大綱」

前回の総合教育会議でいただいたご意見を踏まえ見直した次期堺市教育大綱（案）についてパブリックコメントを実施しました。

資料1「市民等からのご意見の要旨と市の考え方」をご参照ください。パブリックコメントでは10名の方から15件のご意見をいただきました。意見の内訳としては、位置づけについて2件、基本理念について1件、重要方針について12件です。それぞれのご意見の要旨、本市の考え方は資料に記載のとおりです。

パブリックコメントのご意見を踏まえ、次期堺市教育大綱を一部修正しましたので、ご説明いたします。資料2「修正内容一覧」と資料3「堺市教育大綱（案）」をご参照ください。

まず資料3の4ページの重要方針「Ⅱ自分を大切にし、違いを認め合い、ともに成長する」の柱である「多様性を受け入れ、自他ともに認め、大切にすることを養う」の表現についてです。この「受け入れ」という表現が、他者の要望を必ず受け入れなければならないという意味に捉えられてしまうのご意見がありましたので、誤解を避ける表現とするため、「多様性を理解し、自他ともに認め、大切にすることを養う」に修正しました。同じく重要方針「Ⅱ自分を大切にし、違いを認め合い、ともに成長する」の「いじめや児童虐待への対応を強化する」について、いじめや児童虐待を許さないことが伝わる表現にしてほしいとのご意見がありましたので、本市の姿勢がより伝わる表現とするため、同項目の冒頭の文章を「こどもの健やかな成長を支えるため、心身に重大な影響を与えるいじめや児童虐待を許さない強い姿勢で臨みます。」に修正しました。

〈事務局〉

ただいまの説明を踏まえまずは教育委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。教育委員の皆様、いかがでしょうか。

（中村教育委員 挙手）

〈事務局〉

中村教育委員、お願いします。

〈中村教育委員〉

次期堺市教育大綱の内容を拝見しました。こどもの成長にあたり取り組むべき内容が網羅されており、この内容が実現されればとても良い結果がもたらされるだろうと期待しています。

一方で学齢期の子どもにとって社会的な活動の中心となる場は学校であり、教育大綱に掲げられた施策の多くも学校が中心となると思います。しかし、様々な理由により安定して

登校ができない子どももいます。不登校への対応は堺市の役割の一つであると思いますが、それは単に登校の再開のみを目的とするものではありません。

こどもの居場所は学校に限定されるものではなく、こどもの状態や意向に応じた様々な居場所を整えることが重要です。学校以外に活動の場や居場所を見出した子どもたちを取りこぼすことなく、成長の機会を提供するための取組をお願いしたいと思います。

また、教育大綱では「こどもが自ら考え、創造し、表現する力を身につけることができるように取り組む」とされており、そのこと自体はとても大切なことであると思います。もっとも自分の考えを発信することが苦手な子どももいれば自分の思いを言葉にすることが難しい子どももいます。こうした子どもたちが自分たちの考えを言語化し、表現することができるようになるよう、それぞれのこどもの個性や成長段階に合わせた支援をお願いしたいと考えます。

大人の考える時間の感覚やスケジュール感にこどもを当てはめるのではなく、時にはじっくりと待つことも必要です。「こどもには失敗する権利がある」と言われるように、トライアンドエラーを重ねながら前に進んでいくことができるよう、じっくりと根気強く子どもたちの成長を応援していただきたいと考えます。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にご意見はありますか。

(大内教育委員 挙手)

〈事務局〉

大内教育委員、お願いします。

〈大内教育委員〉

今回策定される次期堺市教育大綱の基本理念である「未来を切り拓き、個々の幸せを実現する堺の教育」は堺のすべての子どもたちと保護者の方への約束の言葉ではないかと思えます。しかし、市民等からのご意見の要旨では『未来を切り拓く』というところはイメージがわからない」という声がありました。確かに、今の社会において未来に夢を持つことは簡単ではありません。だからこそ、この大綱に記された「置かれた状況に関わらず、学びの機会を確保する」という一文を私たちは重く受け止める必要があります。障害の有無や家庭環境によって、夢へのスタートラインが違ってはいけません。

市長部局も教育委員会事務局も、そして私たち教育委員も、方向性を一つにして、時には厳しい目で現状を見つめ直し、時には現場の先生方を全力で支えながら、この大綱を羅針盤として動かしていきたいと考えます。すべての堺のこどもが、そして教員や行政職員等すべての大人も含めて、「自分らしくていい」と胸を張れる未来をつくるために、強い意志を持

って挑み続けなければなりません。「自分らしく」とは、生まれ持った自分自身の個性を活かして、学力等のスキルを身に付けることや人脈をつくることでもありますが、それより最も大切なことは情熱を持つことだと思います。そして情熱は多くの人と出会うことで育まれます。多様性について、障害や病気がある人、外国人の方、経営者の方、スポーツや文化等に取り組みされている方等と触れ合うことで自分らしい情熱と出会えるきっかけが生まれると考えています。

今の時代はテクノロジーの進化する速度が非常に速く、戦争や社会情勢等の影響で混沌とした時代でもあります。こうした時代を生きる大人、そして未来の大人であるこどもたちにとって大事なものは、机上の空論ではなく本物の多様な人間と出会うことです。多様な他者と触れ合い、感じ合う機会を教育現場や社会の中に増やすことが本日議論されました学力の育成やいじめ対策といった課題の解決につながると信じています。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にご意見はありますか。

（豊岡教育委員 挙手）

〈事務局〉

豊岡教育委員、お願いします。

〈豊岡教育委員〉

次期堺市教育大綱について、基本理念・重要方針ともに非常にシンプルで伝わりやすく良い内容だと思います。パブリックコメントで寄せられた市民等の意見を拝見するとよりオープンで連携できる学校のあり方が求められていることも感じました。

例えば、18歳未満の方からは「市内全中学校で共通課題に取り組み、探求的な学びを共有したい」というご意見がありました。非常に面白い提案だと思います。また「社会全体で教育を応援するために、ボランティアに学校支援に参加してもらおう」という意見もありました。多様な人とのつながりからこどもたちが学ぶことは非常に大切なことだと思います。

ここで私の地元である美原区の八上小学校の取組について紹介します。八上小学校では小学校五・六年生が2年かけて「おむすびプロジェクト」に取り組んでいます。地元の大阪府立農芸高校や山徳という海苔のメーカーの協力のもと、お米を作るところからはじめておむすびを作る取組です。五年生では田植えをして合鴨農法でお米を育て稲刈りを行い、六年生になってその収穫したお米を使っておむすびの商品開発を行います。最終的に山徳の協力の下、商品化し店頭で販売します。

この取組を通じて食育や命の大切さやキャリア教育、働くことの意味、コミュニケーション能力の向上など様々な学びが期待できます。まさに社会全体、地元でこどもたちを育てる

取組の一つだと思いました。

現在は ICT の活用や学校群の取組など横の連携を広げる施策が進められていますが、このような施策を大いに活用して更に連携が深まると良いと考えます。

最後に大綱の推進として「エビデンスに基づく事業立案を強化する」という行動指針については、施策を単なる机上の空論に終わらせない強い宣言と感じました。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にご意見はありますか。

(新谷教育委員 挙手)

〈事務局〉

新谷教育委員、お願いします。

〈新谷教育委員〉

提案された教育大綱案はこれまで長い議論を重ねる中で多くの意見を丁寧に取り込みながら磨き上げられ、堺市の教育の方向性を的確に分かりやすく示すものであると感じます。

特に教育を単なる知識や技能の習得にとどめず、個々のこどもの幸せや生き方と結びつけて捉えている点は現在の教育が向かうべき方向性だと考えます。今回のパブリックコメントを踏まえた修正により、本市のいじめ対策に対する強い意思がより明確に分かりやすい形で示されたと感じています。

重要方針Ⅲで掲げられている「児童生徒にとって効果的な教育環境を構築する」については、AI 時代における学校教育の在り方を考え直すことの重要性にもつながると思います。その中でこどもの意見を反映することが明記されている点は、こどもを教育の対象として扱うのではなく教育を共につくる主体として捉える姿勢を示すものです。この点は非常に重要だと感じます。

学習指導要領に示されている「主体的な学び」はこどもが困難に直面した時に自ら周りの助けも借りながら解決方法を見出し、対話を通じて解決しようとする態度を育てることだと考えます。その実現のためには、教員や他の児童生徒、時には AI 等のツールを活用しながら課題を達成する経験が欠かせません。

こうした経験を積み重ねることでこれからの時代を生きるために必要な学びに向かう力や人間性の育成につながると考えます。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にご意見はありますか。

(長田教育委員 挙手)

〈事務局〉

長田教育委員、お願いします。

〈長田教育委員〉

次期教育大綱案を拝見し、感じたことを述べたいと思います。大項目の五つめに「大綱の推進」が掲げられたことで、大綱は策定して終わりではない、力強く全員で推し進めるのだという共通認識が生まれていると感じました。

私が特に力を入れて取り組むべきと考えることは、資料 3 の 5 ページにある重要方針Ⅲ「児童生徒や教員の力を伸ばす」の中にある「児童生徒にとって効果的な教育環境を構築する」の部分です。学校規模の適正化について、対応には多くの課題があると思います。しかし、これを学校の魅力を高めるチャンスと捉え、新しく変わった学校に通いたいと思ってもらえるような機会にすることが重要です。人口変化への対応が後手にならないよう、積極的に取り組むべきだと考えています。

また、今後の市長部局との連携に期待する点として、民間委託やアウトソーシングに関するノウハウの提供をお願いしたいと思います。部活動の地域連携・地域展開や、放課後の学習支援、不登校の生徒の居場所を整えること等、教育委員会や学校現場だけでは解決が難しい課題が多くあります。こうした部分については、市全体で知識やアイデアを出し合いながら取り組む必要があると考えています。

〈事務局〉

ありがとうございました。教育長、いかがでしょうか。

〈関教育長〉

委員の皆様からお話を伺いこの 1 年間にわたってご議論いただいたことを振り返ると、「こども基本法」の趣旨に沿って、こどもの意見表明と尊重を次期堺市教育大綱に記載いただいたことに改めて感謝申し上げます。そして、その前提となる多様性の理解と尊重についても、この会議の議論を通じて共通認識が得られたと感じています。

大内教育委員からは、多様な大人と接する機会や“本物”に触れる体験の重要性についてお話がありました。また、豊岡教育委員からはキャリア教育の視点が示されました。文部科学省が示す「社会に開かれた教育課程」の考え方にも通じるものであり、探究的な学びを支える教材や体験が、こどもたちの思考にどう働きかけるかはまさに教員の高度な専門性が発揮される部分と言えましょう。

教員がその専門性を発揮する上で、地域や社会で活躍されている方など様々なお力を頂きながら、有機的に結びつけ魅力ある授業を展開することが大切です。こうした体験に根差

した学習はこどもたちの記憶に残り、思考力の土台を育て、主体的・対話的で深い学びや探究的な学びを実現するものになると考えます。

教育大綱は、総合教育会議で協議して方向性を一にして推進するものです。この後、堺市教育振興基本計画についても報告させていただきますが、堺教育プランは令和 8 年度から教育委員会が推進する計画であり今後 5 年間の教育の方向性を示す羅針盤となるものです。今般の策定にあたっては初めての試みとして「こども基本法」の趣旨を踏まえ、こどもたちが本市の教育を「自分ごと」として捉えられるよう様々な場面で多くの意見を聴かせていただきました。そして、こどもたちが自らの学びに関心を持ち続け「自分ごと」として考えたり、意見を互いに述べたり、そして相手の意見も尊重できるよう教育プランの「こども版」を今回初めて作成しました。令和 8 年度から始まる教育プランは地域社会や家庭との連携を深めながら進めていきます。

こうした地道な教育実践がどのような意味をもたらすのか、それは学びを豊かにし、好奇心を喚起し、発達段階に応じて学ぶ喜びや達成感を味わうことにつながると考えますので、こどもたちの変容を見ていきたいと思えます。勇気を持って挑戦し、未来を切り拓く力を育むことは、教育大綱に掲げる理念とも一致するものです。こどもたち一人ひとりの可能性を広げることは、ひいては地域や社会全体の力を高めることにも寄与すると考えます。

先ほど市長からのお話にもございましたが、教員の働き方改革は「こどもたちに向き合う時間を確保するため」であるとの原点に立ち返ることが求められています。

教員が高度な専門性を発揮し、こどもたちにしっかり関わり、目標として掲げている「それぞれの世界へはばたく堺っ子」の育成に向けてこどもたちの挑戦を見守り、励まし、日々の教育実践を積み重ねていくことが必要です。そのためには教職員がそれぞれの専門性を活かし、それぞれの持ち味を存分に発揮できるよう「チーム学校」として学校だけで抱え込むのではなく、学校・家庭・地域が連携しながら、多岐にわたる取組を進めることが重要であると考えています。

〈事務局〉

ありがとうございます。市長いかがでしょうか。

〈永藤市長〉

堺市教育大綱の基本理念には「未来を切り拓き、個々の幸せを実現する堺の教育」と掲げています。これは 5 年前に策定した大綱と変わりありませんが、言葉が持つ思いは以前よりも増していると感じます。社会の不透明感が高まり自らの幸せがなかなか見えにくくなっているからこそ、こどもたちには未来を切り拓く力を育てほしい。その思いは私自身強く持っていますし、教育行政を担う自治体としてもこどもたちがそう育ってもらえるような教育環境を提供する必要があることから大綱に掲げています。

一方でこの間に改善できていない問題やより対応が難しくなった課題も多くあると認識

しています。私たち大人や学校現場の教職員も、これまで通りではなく新たに挑戦しなければ、子どもたちだけではなくて堺市の教育行政も未来を切り拓くことはできないという危機感もあります。

先ほだのご意見の中で「多くの人と出会うことが重要」という言葉がありました。現在放送されている大河ドラマでは堺が多く登場します。中世の堺が国際貿易都市として繁栄した背景には多様性を理解し受け入れた歴史があることが描かれていました。2023年にはG7大阪・堺貿易大臣会合を誘致し、昨年の大阪・関西万博でも多様性の推進に積極的に取り組みました。また、昨日までの3日間開催された「紐とけば堺 OSAKA SAKAI EXPO」と題して万博レガシーの取組を行いました。多くの市民や国内外の方々に来ていただき、堺を大いに盛り上げました。

こうした取組を通じて、市長部局としても教育委員会と連携し、子どもたちが多様性に触れる機会を更に広げたいと考えています。外の世界を見る経験は、子どもたちの成長に大きくつながります。だからこそ、子どもたちが大きく活躍できる舞台を提供できるように取り組みたいと思います。

そして最後に、今回新たに設けた「大綱の推進」について申し上げます。5年前に教育大綱を策定した際、良いものができたと感じました。しかし、振り返ると効果的に進んだ内容もあれば進まなかったものもあり、私自身反省することもあります。なぜ進まなかったのかというと、教育委員会や学校現場の教職員を含む全員が「どうすればそれが実行できるのか」、「なぜこの教育大綱が大事なのか」という思いを共有しきれていなかったからだと考えています。日々の忙しさの中でその思いを見失いがちになってしまいます。

そのため、次期堺市教育大綱では「大綱の推進」を設けて、エビデンスという強い言葉を結びながら、「必ず子どもたちのためにやる」という強い思いを記しました。今と将来を見据えながら、子どもたちのためにより良い教育環境を常に模索し、前進したいと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

〈事務局〉

次期堺市教育大綱につきまして、法により総合教育会議において協議するものとされています。

本日、皆様から多数の貴重なご意見を頂戴いたしました。一方で記載内容の修正を伴うご指摘はありませんでしたので、本日お示しの内容で成案に向けて手続きを進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、この内容で成案に向けて手続きを進めたいと思います。

続きまして、議題は以上とさせていただきます、報告事項に移ります。

今回報告事項が2件ございます。まずは2件続けて説明させていただきます、説明終了後に、皆様からご意見、ご質問等あれば頂戴したいと思います。まずは次期堺市教育振興基本計画について、教育委員会事務局より説明をお願いいたします。

〈教育委員会事務局〉

#### 「次期堺市教育振興基本計画」

資料1～5ページに概要版、6～17ページにこども版、18～68ページに第4期プラン本編をお示ししています。本日は、概要版とこども版を基に説明させていただきます。

それでは、資料1ページをご覧ください。

「第4期未来をつくる堺教育プラン」の概要版です。資料2ページをご覧ください。第4期プランの構成を示しています。教育理念とめざす教育像の実現のため、3つの基本的方向性とそれらに紐づく九つの基本施策を推進します。2ページの下には第4期プラン推進のための三つの基本的視点をお示ししています。資料3、4ページをご覧ください。策定の趣旨などの基本事項と基本的方向性ごとに各基本施策のゴールや方向性、成果指標をお示ししています。資料5ページをご覧ください。第4期プラン策定の2つのコンセプトをお示ししています。この概要版も本編と同様に一目で内容のまとまりを確認できるよう「わかりやすさ」と「読みやすさ」を意識して作成しています。資料6ページをご覧ください。第4期プランでは、こどもたちが本市の教育に関心を持ち、教育を自分事として捉えられるように、初めてこども版を作成しました。こども版では、より多くのこどもたちに読んでもらえるように、一つ一つの言葉やイラストを工夫し、第4期プラン本編の内容をこどもにとって分かりやすくまとめました。

また、こどもの人権やこども基本法の観点から、こどもたちみんなが「大切な存在である」というメッセージを記載しました。この第4期プランは、誰かから押し付けられたり、大人だけで決めたりするものではなく、みんなで一緒に考えていこうというメッセージを込めて、資料16ページにこどもたちが自分の意見を書く欄も設けました。

堺のこどもたちが、急速に変化する社会の中で、どのような状況でもしなやかに主体的に考え、他者と協力しながら未来を切り拓いていけるよう、第4期プランの実効性の確保に向けて取組を推進します。

〈事務局〉

続きまして、報告事項の二つめ、業務量管理・健康確保措置実施計画について、こちらも教育委員会事務局よりご説明をお願いいたします。

〈教育委員会事務局〉

#### 「業務量管理・健康確保措置実施計画」

表紙をご覧ください。本市の業務量管理・健康確保措置実施計画につきましては、本市の働き方改革の取組の方向性を定めた「ウェルビーイング向上のための取組指針」の後継の実施計画として作成し、その名を引き継いで「ウェルビーイング向上のための取組指針Ⅱ」とします。

資料1ページをご覧ください。本指針でめざす教職員・学校園の姿についてです。「教職員のいのちと健康を守り、すべての子どもたちへのよりよい教育の実現」に向けて、働き方改革のゴールとして三つのめざす姿を定めます。

一つめは「働きがい」と「働きやすさ」を感じる職場」です。本指針では、時間短縮や時間外勤務縮減の追求のみではなく、教職員が心身ともに健康で、「働きがい」と「働きやすさ」を両立できる職場の実現をめざします。

二つめは「自ら学び、子どもとともに成長し続ける教職員」です。「高度専門職」、「学びの専門職」としての誇りと自覚をもち、絶えず研究と修養に努め、授業を磨き、人間性と創造性を高め、子どもとともに成長し続ける教職員の実現をめざします。

三つめは「社会全体で子どもを支え、笑顔があふれる学校園」です。子どもを中心に、すべての人が連携・協働し、社会全体で子どもを支え、育み、応援する、子どもの笑顔があふれる学校園の実現をめざします。

資料2ページをご覧ください。働き方改革の実現を図る目標値として、6項目について目標値を定めます。国の指針では、実施計画において達成しようとする目標を定めるとしており、その目標は時間外在校等時間に係る目標と教職員のワークライフバランスや働きがい等に関する目標の2点です。この指針に沿った目標の2点を含めた6項目は、めざす姿の達成状況を、どんな目標値であれば測れるのかといった視点で考えました。

これらの目標値の状況については毎年度公表し、総合教育会議で報告します。

資料3ページをご覧ください。1ページで挙げためざす姿を実現するために五つの重点取組を定めます。「授業・授業準備」、「生徒指導、保護者対応等」、「学校（園）運営」、「部活動」、「働きやすい環境の整備」です。

資料4～8ページをご覧ください。それぞれの重点取組について、この取組を重点取組に取り上げる理由となった現状を上段に示し、中段でこの取組を進める方向性を示しており、下段では、取組内容を示しています。

教育委員会事務局と学校園で「めざす姿」をしっかりと共有し、「何のための働き方改革か」という原点に立ち返り、重点取組に主体的に取り組みます。

資料9ページをご覧ください。国は令和11年度までを計画期間の目安として示していますが、期間は各自治体の実態に応じて決めることとされていますので、本指針の実行期間は、第4期未来をつくる堺教育プランと同じ5年間とします。ただし、策定後2年間が経過した令和10年度に計画更新期間を設け、指針の取組内容を整理し更新する予定です。

〈事務局〉

ただいまの教育委員会事務局の説明を踏まえまして、ご意見いかがでしょうか。

(意見なし)

ご意見が無いようですので、次第は以上となります。

本日の会議はこれまでとさせていただきます。本日は予定時刻を超えて長時間にわたり、また活発な議論をいただき、ありがとうございました。

次回の総合教育会議の開催日時や議題につきましては改めてご案内します。本日の会議は以上で終了します。

閉会 午後0時10分頃